

「鳥根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の
改定申入れ項目について

「鳥根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」を立地県・立地市並の協定となるよう下記のとおり改定すること。

記

- 1 「計画等の報告」を「計画等に対する事前了解」に改める。〔協定第6条・要綱第3条〕
- 2 核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡を要する事項として、「核物質防護に関する輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報」を加える。〔要綱第4条〕
- 3 「現地確認」を「立入調査」に改める。〔協定第11条・要綱（新設）〕
- 4 立入調査の結果、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を要求する規定を加える。
〔協定（新設）・要綱（新設）〕

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱について

平成23年12月25日

協 定	運営要綱
<p>鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、丁が設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る鳥取県民（以下「県民」という。）の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。</p> <p>甲、乙、丙及び丁は、鳥取県内を含む周辺地域住民の安全確保がすべてに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。</p> <p>（安全確保等の責務）</p> <p>第1条 丁は、発電所から放出される放射性物質に対する県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るため、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設及び運転・保守（以下「運転等」という。）に万全の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 丁は、発電所の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、請負企業等を含めた品質保証活動を積極的に行うとともに、原子炉施設の高経年化対策の充実を図るものとする。</p> <p>3 丁は、放射線防護上の管理を徹底するとともに、施設の改善等を積極的に行うものとする。</p> <p>4 丁は、原子力に関する安全文化醸成に向けた活動を継続的に行うものとする。</p>	<p>鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「協定」という。）第20条第1項の規定に基づき、協定の施行に関する必要な細目を定める。</p> <p>（安全確保等の責務）</p> <p>第1条 協定第1条第1項に定める「関係法令等」には、法令で定める規定及び原子力安全委員会決定の指針類を含むものとする。（以下同じ。）</p> <p>2 協定第1条第2項に定める「品質保証活動」とは、原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111）」に従って原子力発電所の品質に影響を与える活動を管理（計画、実施、評価及び改善をいう。）することをいう。</p> <p>3 協定第1条第2項に定める「高経年化対策」とは、安全第一を旨として、原子力発電施設の一定の安全水準を確保するため、「高経年化に関する基本的な考え方」（平成8年4月資源エネルギー庁）及び「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の充実について」（平成17年8月原子力安全・保安院）等に基づき、原子力発電施設の長期供用に伴う経年劣化の特徴を把握して、これに的確に対応した保守管理を行うことをいう。</p> <p>4 丁は、協定第1条第4項の活動を行うに当たり、丁が開催する「原子力安全文化有識者会議」により得られた有識者からの提言を踏</p>

協 定	運営要綱
<p>(情報の公開)</p> <p>第2条 甲、乙、丙及び丁は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努めるものとする。</p> <p>(放射性廃棄物の放出管理)</p> <p>第3条 丁は、発電所から放出される気体状及び液体状の放射性廃棄物に起因する発電所周辺地域の住民の線量が原子力安全委員会の定める線量目標値を確実に下回るよう、放射性廃棄物の放出を管理するものとする。</p> <p>(核燃料物質等の保管管理)</p> <p>第4条 丁は、核燃料物質、放射性固体廃棄物等の放射性物質の保管及び管理に当たっては、関係法令等に定める必要な措置を講ずるほか、更に安全確保に努めるものとする。</p> <p>2 丁は、放射性固体廃棄物の発生量の低減に努めるものとする。</p> <p>(環境放射線等の測定)</p> <p>第5条 甲、乙、丙及び丁は、発電所に隣接する鳥取県内の環境放射線に関する測定を行うものとし、この測定は、甲が定める計画に基づくものとする。</p> <p>2 乙、丙及び丁は、前項による計画の策定又は変更について意見を述べるができるものとする。</p> <p>3 甲、乙及び丙は、必要と認めた場合は、丁が行う測定について、甲、乙及び丙の職員を立ち合わせることができるものとする。</p> <p>4 甲は、測定結果を公表するものとする。</p> <p>(計画等の報告)</p> <p>第6条 丁は、次の各号に掲げる事項について、甲、乙及び丙に別に定めるところにより報告するものとする。</p>	<p>まえるものとする。</p> <p>(放射性廃棄物の管理目標値)</p> <p>第2条 協定第3条における「原子力安全委員会の定める線量目標値」とは、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針(昭和50年5月13日原子力安全委員会決定)」による。</p> <p>(計画等の報告)</p> <p>第3条 協定第6条第1項第2号に規定する「重要な変更」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年</p>

協 定	運営要綱
<p>(1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画</p> <p>(2) 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する施設をいう。）の重要な変更</p> <p>(3) 原子炉の解体</p> <p>2 甲、乙、丙及び丁は、前項に定める報告について相互に意見を述べるができるものとする。</p> <p>（核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡）</p> <p>第 7 条 丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。</p> <p>（平常時における連絡）</p> <p>第 8 条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。</p> <p>(1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況</p>	<p>法律第 166 号）第 26 条第 1 項の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。</p> <p>2 協定第 6 条第 1 項に規定する報告は甲、乙、丙及び丁それぞれの実務担当者間において行うものとする。その報告に当たって丁は、まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、同条第 2 項の規定による意見を述べるための検討期間を考慮し、甲、乙及び丙と協議を行った上で、相互の意見を踏まえ、適切に報告を行うものとする。</p> <p>（核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡）</p> <p>第 4 条 協定第 7 条に規定する連絡は、次により行うものとする。ただし、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報で、核物質防護の観点から連絡できないものを除く。</p> <p>(1) 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。</p> <p>(2) 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の 30 日前までに連絡するものとする。</p> <p>2 連絡様式は、別に定めるものとする。</p> <p>（平常時における連絡）</p> <p>第 5 条 協定第 8 条第 1 項に規定する連絡は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 原子力発電所建設計画（その都度） ② 原子炉設置変更許可申請（その都度） ③ 原子炉設置変更許可（その都度） ④ 建設工事計画（毎年度当初） ⑤ 建設工事の進捗状況（毎月）

協 定	運営要綱
(2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況	(2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況 <ul style="list-style-type: none"> ① 発電所の運転計画（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（前年度末） ② 発電所の運転実績（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（毎年度当初） ③ 発電所の運転状況（毎月） ④ 計画運転停止の計画（その都度） ⑤ 計画運転停止の実績（その都度） ⑥ 冷却水取放水量の変更（その都度）
(3) 放射性廃棄物の放出及び管理状況	(3) 放射性廃棄物及び使用済燃料の管理状況 <ul style="list-style-type: none"> ① 放射性廃棄物及び使用済燃料の管理状況（毎月）
(4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果	(4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果 <ul style="list-style-type: none"> ① 定期検査の計画（その都度） ② 定期検査の実施状況（毎週） ③ 定期検査の結果（その都度）
(5) 環境放射線の測定結果	(5) 環境放射線の測定結果 <ul style="list-style-type: none"> ① 敷地境界モニタリングポストの測定結果（毎月） ② 環境放射線の測定結果（積算線量、環境試料）（毎四半期）
(6) 温排水等の調査結果	(6) 温排水等の調査結果 <ul style="list-style-type: none"> ① 取放水の水温（毎月） ② 沿岸定点の水温（毎月） ③ 格子状定線の水温（毎四半期）
(7) 品質保証活動の実施状況	(7) 品質保証活動の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ① 品質保証活動の実施状況（半年毎）
(8) 高経年化対策の計画及び実施状況	(8) 高経年化対策の計画及び実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ① 高経年化に関する長期保守管理方針（その都度） ② 高経年化に関する保全計画の実施状況（その都度）
(9) その他必要と認められる事項	(9) その他必要と認められる事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 島根原子力情報伝送システムの伝送計画（毎月） ② 島根原子力情報伝送システムの伝送実績（毎月）

協 定	運 営 要 綱
<p>2 丁は、発電出力などの発電所情報を甲が設置する環境放射線情報システムへ常時提供するものとする。</p> <p>(保安規定における運転上の制限を満足しない場合の連絡)</p> <p>第9条 丁は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。</p> <p>(異常時における連絡)</p> <p>第10条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について発生時に連絡するもの</p>	<p>③ 放射線業務従事者の線量管理状況（半年毎）</p> <p>④ 規定類の変更（保安規定、原子力事業者防災計画）（その都度）</p> <p>⑤ 原子炉施設の用途廃止（その都度）</p> <p>⑥ 地震発生時の発電所の状況（速報、対応結果）（その都度）</p> <p>⑦ 新燃料の輸送実績（その都度）</p> <p>⑧ 使用済燃料の輸送実績（その都度）</p> <p>⑨ 低レベル放射性廃棄物の輸送実績（その都度）</p> <p>⑩ 定期安全レビュー報告書（その都度）</p> <p>⑪ 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第44条第2項の規定により松江労働基準監督署長に報告した事項（その都度）</p> <p>⑫ その他甲、乙及び丙が必要と認める事項（ただし、丁と協議するものとする。）</p> <p>2 連絡様式は、別に定めるものとする。</p> <p>3 協定第8条第2項に規定する発電所情報（リアルタイム）は、次のとおりとし、準備が整い次第運用を開始する。</p> <p>① 各号機の発電出力</p> <p>② 各号機の排気筒モニタ値</p> <p>③ 各号機の放水路水モニタ値</p> <p>④ 敷地境界モニタリングポスト値</p> <p>⑤ 風向及び風速</p> <p>(保安規定における運転上の制限を満足しない場合の連絡)</p> <p>第6条 協定第9条に規定する事項が、協定第10条に規定する事項に該当する場合、又は該当する事態になった場合は、協定第10条の規定を適用するものとする。</p> <p>(異常時における連絡)</p> <p>第7条 協定第10条第1項についての連絡は、原因の解明・処理方針の決定ができていなく</p>

協 定	運営要綱
<p>とする。</p> <p>(1) 原子炉施設等の故障関係</p> <p>① 原子炉施設等の故障があったとき。</p> <p>② 安全関係設備について、その機能に支障を生じる不調を発見したとき。</p> <p>③ 原子炉の運転中に計画外の停止もしくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止もしくは出力変化が必要となったとき。</p> <p>④ 原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ運転を停止しなければならないおそれがあるとき。</p> <p>(2) 放射性物質の漏えい関係</p> <p>① 放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき。</p> <p>② 放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。</p> <p>(3) 放射線被ばく関係</p> <p>① 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。</p> <p>② 線量限度以下の被ばくであっても被ばくを受けた者に対して特別の措置を行ったとき。</p>	<p>ても、事態発生後直ちに丁は、甲、乙及び丙に連絡するものとする。</p> <p>2 協定第 10 条第 1 項第 1 号①に規定する「原子炉施設」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する原子炉施設とし、「等」とは、「発電機、主要変圧器（主変圧器、所内変圧器等）、しゃ断器」とする。</p> <p>また、「故障」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に規定される故障とする。</p> <p>3 協定第 10 条第 1 項第 1 号②に規定する「安全関係設備」とは、別表 1 に掲げるものとする。なお、「その機能に支障を生じる不調」とは、当該系統の機器の故障により当該系統に要求される機能を満足できない状態をいう。</p> <p>4 協定第 10 条第 1 項第 1 号③に規定する「計画外の出力変化」については、原子炉の出力変化が 5 パーセントを超えない範囲の出力変化を除くものとする。</p> <p>5 協定第 10 条第 1 項第 2 号①に規定する「放射性物質」とは、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物をいう。（以下同じ。）</p> <p>6 協定第 10 条第 1 項第 3 号②に規定する「特別の措置」とは、電離放射線障害防止規則第 44 条第 1 項に規定する医師の診察を受けた結果、被ばくに起因する措置を行った場合をい</p>

協 定	運営要綱
<p>(4) その他</p> <p>① 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。</p> <p>② 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。</p> <p>③ 発電所敷地内において火災が発生したとき。</p> <p>④ 島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める緊急時体制を発令したとき。</p> <p>⑤ 発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき。</p> <p>⑥ その他、国への報告義務がある事態が発生したとき。</p> <p>2 甲、乙及び丙は、丁に対し、前項各号に定める事態が発生し、必要と認めた場合は、放射線及び温排水等の測定結果等の提出を求めることができる。</p> <p>(現地確認)</p> <p>第11条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲、乙及び丙の職員を発電所に現地確認させることができるものとする。</p> <p>2 丁は、前項の現地確認に協力するものとする。</p> <p>3 甲、乙、丙及び丁は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べるものとする。</p> <p>(教育訓練)</p> <p>第12条 丁は、発電所の運転等に当たっては、人に起因する事故等の防止等の安全管理に資するため、社員に対する教育訓練の徹底を図</p>	<p>う。</p> <p>7 協定第10条第1項第4号②に規定する「放射性物質の輸送」は、発電所を発地、着地とするものを対象とする。この場合において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の輸送については、放射能汚染を伴わない交通事故等を含むものとする。</p> <p>8 協定第10条第1項第4号⑤に規定する「通報基準値」は、別表2に掲げるものとする。ただし、計器の不調等によるものは除く。</p> <p>9 協定第10条第1項第4号⑥に規定する「国への報告義務がある事態が発生したとき」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法に基づく報告義務がある事態が発生したときをいう。</p> <p>10 協定第10条第2項に規定する「測定結果等」は、同条第1項各号の発生事態に関する資料を含むものとする。</p>

協 定	運営要綱
<p>るものとする。</p> <p>2 丁は、発電所の運転等に関する業務の一部を他に委託するときは、受託者に対して安全管理上の教育訓練の徹底を指導するとともに、受託者が行う教育訓練に対し、十分な指導監督を行うものとする。</p> <p>(防災対策)</p> <p>第13条 丁は、原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項に基づき策定した計画）に定める防災対策の充実強化を図るとともに、甲、乙及び丙が実施する地域の原子力防災対策に積極的に協力するものとする。</p> <p>(公衆への広報)</p> <p>第14条 丁が発電所の異常な事態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲、乙及び丙に対して事前に連絡するものとする。</p> <p>(連絡の方法)</p> <p>第15条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。</p> <p>(1) 第7条及び第8条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。</p> <p>(2) 第9条、第10条及び前条に掲げる事項については、速やかに電話及びファクシミリ装置で連絡した後、文書をもって連絡するものとする。</p> <p>(連絡責任者)</p> <p>第16条 甲、乙、丙及び丁は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。</p> <p>(損害の補償)</p> <p>第17条 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合は、丁は誠意をもって補償に当たるものとする。</p>	<p>(公衆への広報)</p> <p>第8条 丁は、原子力の安全確保等について、県民への広報を積極的に行うものとする。</p> <p>(連絡の方法)</p> <p>第9条 協定第15条各号に定める文書による連絡は、丁が電子メール等による甲、乙及び丙への文書送信を行った後、郵送により行うものとする。</p> <p>(損害の補償)</p> <p>第10条 協定第17条第1項に規定している損害は、放射線の作用等による人的又は物的損害等の直接損害をいう。この損害には自然環</p>

協 定	運営要綱
<p>2 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるときは、丁は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずるものとする。</p> <p>(諸調査への協力)</p> <p>第18条 丁は、甲、乙又は丙が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。</p> <p>(協定の改定)</p> <p>第19条 この協定に定める事項につき、国の原子力防災対策見直しのほか改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は、いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議するものとする。</p> <p>(運用)</p> <p>第20条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に定めるものとする。</p> <p>2 甲、乙、丙及び丁は、第5条第2項、第6条第2項及び第11条第3項の規定による意見があった場合並びにこの協定の運用において、甲、乙、丙又は丁のいずれかから意見があった場合は、相互に誠意をもって対応するものとする。</p> <p>3 甲、乙及び丙は、第8条第1項、第9条又は第10条についての連絡又は提出を受けたときは、必要に応じ、関係自治体及び防災関係機関へ連絡するものとする。</p>	<p>境への影響も含まれるものとし、原状回復措置費用についても補償対象とする。</p> <p>2 協定第17条第2項の規定によって解決できない場合において、当事者から処理の申し出があったときは、甲、乙及び丙は、当事者間の合意に向け調整するものとする。</p> <p>3 補償の実施に当たり、補償額の決定に長期間を要すると判断される場合は、丁は国等の関係機関と調整の上、仮払い等の措置を講ずるものとする。</p> <p>(協定の改定)</p> <p>第11条 甲、乙、丙又は丁のいずれかから協定第19条の規定による改定の申し出があったときは、必要に応じ、甲、乙、丙及び丁の実務担当者で構成される協議会を開催するものとする。</p> <p>(運用)</p> <p>第12条 甲、乙及び丙は、協定第10条第2項の情報を関係自治体や防災関係機関へ連絡する場合において、丁が必要があると認めるときは、その内容についてあらかじめ丁に確認するものとする。</p>

協 定	運営要綱
<p>(その他)</p> <p>第21条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。</p> <p>この協定締結の証として、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ1通を保有するものとする。</p> <p>平成23年12月25日</p> <p>甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県 鳥取県知事 平井伸治</p> <p>乙 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市 米子市長 野坂康夫</p> <p>丙 鳥取県境港市上道町3000番地 境港市 境港市長 中村勝治</p> <p>丁 広島県広島市中区小町4番33号 中国電力株式会社 取締役社長 荻田知英</p>	<p>(その他)</p> <p>第13条 この要綱に定めた事項について、疑義を生じたとき、又はこの要綱に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。</p> <p>平成23年12月25日</p> <p>甲 鳥取県 鳥取県知事 平井伸治</p> <p>乙 米子市 米子市長 野坂康夫</p> <p>丙 境港市 境港市長 中村勝治</p> <p>丁 中国電力株式会社 島根原子力発電所長 岩崎昭正</p> <p>※) 運営要綱に添付の別表1・2 〔別紙のとおり〕 (運営要綱第7条第3項・第8項関連)</p>

[別紙]

別表 1 運営要綱第 7 条第 3 項で規定する安全関係設備

	1号機	2号機	備考
(1)	液体ポイズン系	ほう酸水注水系	原子炉停止機能
(2)	原子炉隔離時冷却系	原子炉隔離時冷却系	炉心冷却機能
(3)	高圧注水系	高圧炉心スプレイ系	
(4)	低圧注水系	低圧注水系	
(5)	炉心スプレイ系	低圧炉心スプレイ系	
(6)	格納容器冷却系	格納容器冷却系	
(7)	自動減圧系	自動減圧系	
(8)	非常用ガス処理系	非常用ガス処理系	
(9)	非常用ディーゼル発電機系	非常用ディーゼル発電機系	非常用電源
(10)	所内蓄電池系	所内蓄電池系	

別表 2 運営要綱第 7 条第 8 項で規定する異常時通報基準値

(1)

計器名	通報値
敷地境界モニタリングポスト	220 nGy/h

(2)

計器名		通報値 A 〔下記の状態が10時間 続くとき〕	通報値 B 〔下記の状態になっ たとき〕
1号機	原子炉建物排気筒モニタ	500 cps	1000 cps
	タービン建物排気筒モニタ	150 cps	300 cps
	放水路水モニタ	7 cps	70 cps
2号機	原子炉建物排気筒モニタ	500 cps	1000 cps
	放水路水モニタ	8 cps	80 cps

(3)

計器名	通報値	備考
サイトバンカ建物排気筒モニタ	150 cps	積算放射エネルギーの計測値が左の値になったとき

島根原子力発電所に係る中国電力との安全協定等の改定を求める決議

平成23年12月25日、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力株式会社は、島根原子力発電所に係る県民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として、安全協定等の締結を行った。

この安全協定は、EPZ（防災対策を重点的に充実すべき区域）の範囲（8～10キロ）から外れた自治体として、全国で初めて締結されたものであるが、立入調査が現地確認にとどまるなど原発の所在都道府県とは異なるものとなっており、同協定第19条において、国の原子力防災対策見直しのほか改定すべき事由が生じたときは、改定を申し出ることができ、その場合は誠意をもって協議するものとされている。

その後、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故において、その影響が広範囲に及んだ反省と教訓を踏まえ、平成24年3月原子力防災指針の中間報告で、EPZの範囲を見直し、新たに、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等の緊急防護措置を準備する区域（UPZ）を原子力施設から概ね30キロに設定するという考え方が示された。

この考え方を踏まえ、第180回国会等において原子力災害対策特別措置法及び同法施行令の一部改正が行われ、立入検査や原子力事業者からの防災業務計画の協議の対象先に原子力発電所の周囲30キロの区域内にある都道府県知事も加えられたところである。

さらに今月に入って、新設された原子力規制委員会が原子力災害対策を重点的に充実すべき区域を30キロ圏に拡大した新たな「原子力災害対策指針」案をまとめ、月内にも最終決定される見込みである。

このような見直しと原子力防災対策の進展を受け、県においては、現在の安全協定等が原発の所在都道府県並みとなるよう改定を申し入れ、中国電力株式会社においては、これに誠意をもって応じられることを強く求め、ここに決議する。

平成24年10月12日

鳥取県議会

